

所得税や市・県民税の申告は正しくお早めに

平成27年分の所得(所得税、市・県民税)の申告
 が始まりです。例年申告期間中は会場が混み合いますので、あらかじめ必要書類の確認を行い、ご自分で作成して早めに提出するようにしましょう。

神守支所・神島田連絡所 市・県民税の申告
 平成28年1月1日現在、市内に居住している次の方は、市・県民税の申告をしてください。なお、所得税の確定申告書を提出された方は、市・県民税の申告書も併せて提出したことになるため、あらためて市・県民税の申告をする必要はありません。

所得税の確定申告
 昨年1年間の事業や収入の総決算です。事業をしている方はもちろん、公的年金収入以外にも収入のある方、または給与収入のある方で、または給与収入の方は確定申告をしてください。

・給与の年収が2000万円を超える方

・給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

・給与の支払いを2カ所以上から受けており、年末調整されていない給与の収入金額と給与所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

・確定申告をすると所得税が還付される方

申告期間 下表のとおり

申告会場
 津島商工会議所市役所

津島商工会議所市役所

◆医療費の合計はご自分で
 医療費の領収書の合計金額を計算し、保険金などで補てんされる金額を確認した上でご来場ください。

◆必要書類等の確認を
 申告に必要な書類等(印鑑・源泉徴収票・生命保険料および地震保険料の控

・平成27年中に所得があった方
 ・給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書(源泉徴収票)が提出されていない方
 ・給与所得者で、給与以外の所得が20万円以下の方
 ・公的年金収入400万円以下で公的年金以外の所得が20万円以下の方で、源泉徴収票以外の所得控除等がある方

・災害や盗難などの雑損控除や医療費控除などを受けようとする方

・住所が市外にあつて、事務所、事業所、家屋敷が市内にある方

申告期間 下表のとおり

申告会場
 市役所・神守支所・神島田連絡所

◆次の方は、津島税務署(津島商工会議所内申告会場)へ

・個人事業主等で青色決算書が未作成または作成の相談をされる方

・平成27年中に土地や家屋、株式を売却された方

・家屋の新築または購入などにより新

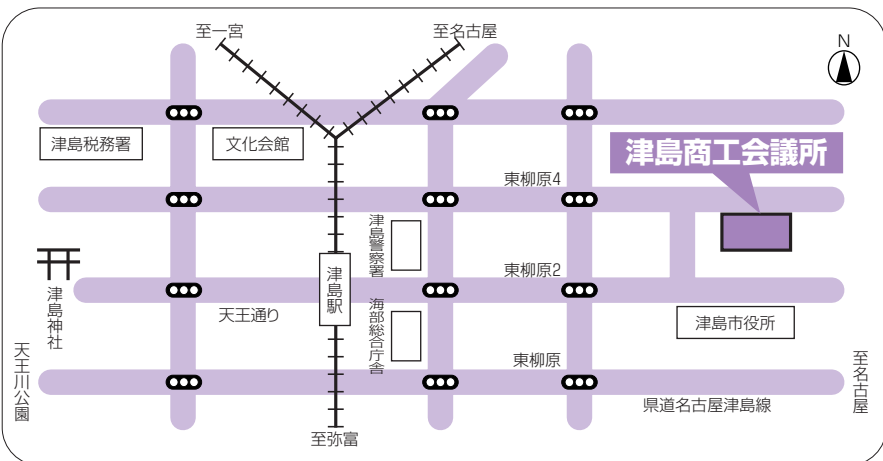
津島税務署が開設する申告受付会場

場所	期間	受付時間
津島商工会議所	2月16日(火)~3月15日(火)の平日 2月21日(日)・2月28日(日)	午前9時~午後5時 (午後4時までに お越しください)

市が開設する申告受付会場

場所	期間	受付時間
市役所 4階 大会議室	2月16日(火)~3月15日(火)の平日 ただし、市・県民税の申告に限り、2月12日(金)から受付します。	午前8時30分~11時 午後1時~4時
神守支所	2月16日(火)~29日(月)の平日 3月4日(金)~15日(火)の平日	午前9時~11時 午後1時~4時
神島田連絡所	3月1日(火)~3日(木)	午前9時~11時 午後1時~4時

※会場の混雑状況により、受付を早く終了する場合があります。



除証明書・「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」などは、あらかじめ確認の上でご持参ください。

なお、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料と介護保険料の納付額確認書については、「市政のひろば」1月号「5ページ」をご覧ください。

問合せ 所得税 津島税務署
 ☎26-2116-1
 市・県民税 市税務課市民税G
 内線2201~2204

あなたの申告は？

下記の①②③の当てはまるところで確認してください。

① 給与

年末調整は済んでいますか？

はい

いいえ

次のうち1つでも該当しますか？

- ・年末調整以外の給与がある。
- ・年金など給与以外の所得がある。

次のうち1つでも該当しますか？

- ・給与を2力所以上からもらっている。
- ・給与が103万円を超える。
- ・源泉徴収されている。
- ・年金など給与以外の所得が20万円を超える。

はい

いいえ

いいえ

それは20万円を超えていますか？

控除に変更がありますか？

(扶養控除・住宅借入金等特別控除・医療費控除・雑損控除等)

はい

いいえ

はい

いいえ

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

市・県民税の申告をしてください。

所得税の確定申告をしてください。

申告の必要はありません。

所得税の確定申告をしてください。

所得税の確定申告の必要はありませんが、扶養親族の状況、各種控除合計額によって市・県民税の申告が必要となる場合があります。

② 個人事業など

個人事業

不動産などの収入

土地・家屋の売却

昨年、所得税の確定申告をしましたか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

所得額が控除額を超えますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

市・県民税の申告をしてください。

③ 年金

1年間の年金収入が400万円を超えますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

年金以外の所得が1年間で20万円を超えますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

あなたの年齢は65歳以上ですか？(昭和26年1月1日以前生まれの方)

はい

いいえ

年金収入が年間で148万円を超えますか？

年金収入が年間で98万円を超えますか？

いいえ

いいえ

申告の必要はありません。ただし、源泉徴収されている方は所得税の確定申告をすると所得税が還付されます。

※給与所得と年金所得がある方は、年金収入が400万円以下であっても、給与所得が20万円を超えていれば、今までどおり確定申告書の提出が必要となります。

市・県民税の申告をしてください。(源泉徴収票どおりの場合は、申告の必要はありません)ただし、収入金額や扶養親族の状況、各種控除によって所得税の確定申告が必要となる場合があります。

①②③のいずれにも当てはまらない方

家族の扶養に入っていますか？(税法上の扶養)

はい

いいえ

申告の必要はありません。

市・県民税の申告をしてください。

国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入の方、福祉医療制度を利用の方などは、収入がない場合でも申告してください。

平成27年分申告時の主な注意点

◆ふるさと納税ワンストップ特例の創設

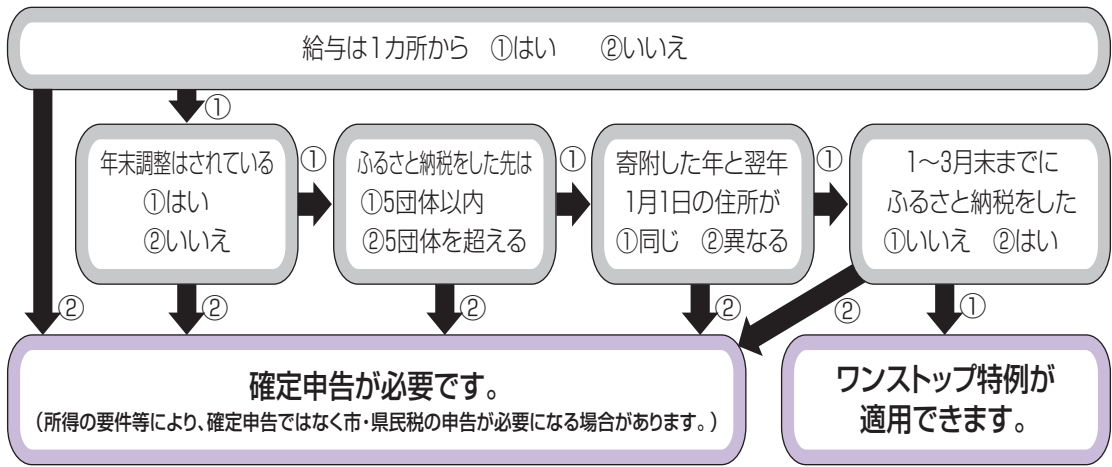
平成27年4月1日以降にふるさと納税をされた方で、一定の要件に該当する方は、確定申告書を提出することなく税制上の優遇措置を受けられる「ワンストップ特例制度」が創設されました。(平成27年4月1日以後の寄附金から適用)

この場合、所得税および復興特別所得税における軽減額に相当する額が「申告特例控除」として個人住民税所得割額から軽減されます。ただし、次のいずれかに該当する場合はワンストップ特例制度の適用を受けることはできません。

- ・ 確定申告書の提出が必要な方(給与以外に営業や不動産所得等がある方のほか、医療費控除を受けようとする場合や、源泉徴収票に明記されていない方を扶養親族にする場合も同様です)
- ・ 確定申告書や市・県民税申告書を提出した方
- ・ ふるさと納税先が5団体を超える方
- ・ 申告特例申請書に記載した市町村と寄付した年の翌年1月1日にお住まいの市町村が異なる方
- ・ 平成27年1月から3月末までにふるさと納税をした方

問合

所得税 津島税務署 ☎262-1611
市・県民税 市税務課市民税G 内線2201~2204



期間 3月3日(木)~7日(月)
午前8時30分~午後5時

※市役所閉庁日を希望される場合は、事前にご連絡ください。

問合 選挙管理委員会(市役所3階総務課庶務G) 内線2351

選挙人名簿の縦覧

選挙管理委員会では、年に4回、選挙人名簿に登録される資格のある方を調査し、登録しています。

今回3月2日に新たに登録される方は、満20歳以上の方(平成27年3月2日以前の出生者)で、市の住民基本台帳に引き続き3カ月以上登録されている方(平成27年12月1日以前に転入届をされた方)です。

今回の登録に関し、次のとおり選挙人名簿を縦覧できます。

お知らせ

行政 & 暮らしの情報

電話 ファックス ホームページ Eメール

(各担当課のGはグループの略です)

問合 市青少年問題協議会(社会教育課生涯学習G内) 内線22003

「家庭の日」県民運動
2月1日(月)~29日(月)

親と子の 対話を作る よい家庭

家庭は生活や教育の基盤となる最も大切な場所です。家族全員が明るく、楽しく、ゆとりある充実した日々が送れるよう、対話のある家庭づくりに努めましょう。

また、愛知県では家族のふれあいを深めるための日として、毎月第3日曜日を「家庭の日」としています。

主催 県、県青少年育成県民会議

公園内での犬の散歩マナーの向上を!

公園内で犬を散歩させる際は、リードを最小限の長さを持ち、他の利用者に配慮して散歩させましょう。

また、糞は必ず持ち帰ってください。

公園は皆さんの憩いの場です。誰もが快適に利用できるよう基本的なマナーを守りましょう。

問合 計画建築課都市計画・建築G 内線2427